

特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱に基づく  
特定電気通信施設等整備推進基金の基本的事項の公表

令和8年3月23日公表

特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱第11条に基づき、以下のとおり、特定電気通信施設等整備推進基金の基本的事項を公表します。

1 基金の名称

特定電気通信施設等整備推進基金

2 基金の額

150,000百万円

3 基金のうち国費相当額

150,000百万円

4 基金事業の概要

総務省令和7年度補正予算による「自律性確保に向けた低軌道衛星通信インフラ整備事業（J-LEO）」の実施に向け、特定電気通信施設等整備推進基金を拡充し、当該基金を財源として、日本国内で運用・管理される低軌道衛星コンステレーションを活用した衛星ダイレクト通信サービスを提供するため、衛星コンステレーションの構築に必要となる衛星や地上設備を整備する事業を行う民間事業者に助成を行う。

5 基金事業の目標

今後社会経済活動を支える新たな基盤となる低軌道衛星通信サービスの自律性確保に向けて、日本国内で運用・管理される低軌道衛星通信インフラを整備する。